

習志野市公園・緑地・緑道等維持管理標準仕様書

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

- 1) この仕様書は、公園・緑地・緑道等管理業務委託に適用する。
- 2) 管理業務委託は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。
- 3) この仕様書に定めのない事項については、「千葉県土木工事標準仕様書」の定めた仕様にもとづき履行する。

1. 1. 2 造園施工管理技士の配置

本業務を遂行するに当たり、受注者は本意図を十分理解した上で、経験のある業務主任技術者を定め、かつ、適切な人員をもって公園の適正管理に努めるものとする。なお、業務主任技術者は、造園施工管理技士の資格を有する者とし、第1章第1節1. 1. 6 関係書類の提出時に資格証の写しを添付すること。

1. 1. 3 費用負担

材料、作業の検査、および官公署等への届出手続に必要な費用は受注者の負担とする。

1. 1. 4 法令等の遵守および手続の代行

- 1) 作業遂行にあたっては関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、官公署等への必要な届出手続等は速やかに処理しなければならない。
- 2) 作業施行に関して、関係官公署、近隣住民、利用者等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、その内容を聴取し、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施する。

1. 1. 5 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置、方法、内容等を多少変更するなどの軽微な変更は監督員と協議すること。

1. 1. 6 関係書類の提出

受注者は、業務委託契約等に係る関係書類作成要領に定める、様式1「公園、緑地等管理業務における提出書類一覧表」に基づき、監督員が指示する期日までに関係書類を提出し、承認を受ける。

1. 1. 7 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈および細目については監督員の指示に従う。

第2節 着 手

1. 2. 1 作業の着手

作業の着手は原則として、契約期間開始日よりすみやかに行なう。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は監督員の指示に従う。

1. 2. 2 作業計画書等の提出

受注者は、様式2「作業計画書作成要領」に基づき、作業の着手に先立ち作業計画書を監督員に提出し承認を得ること。

第3節 業務委託における共通事項

1. 3. 1 作業管理

- 1) 受注者は作業計画書により適正な作業管理を行なうものとする。
- 2) 現行の作業計画書に変更が生じた場合は、その都度変更した作業計画書を提出して監督員の承認を受けること。

1. 3. 2 履行についての事前協議

履行時期の定められたもの、および履行時期を逸すると効果の期待出来ない作業（雑草防除、消毒等）については、監督員と事前に協議し、作業を進める。

1. 3. 3 発生材の処理

- 1) 習志野市クリーンセンターに搬入する運搬車両一覧表をあらかじめ監督員に提出する。又、運搬車両のフロント及びリアーには習志野市公園・緑地・緑道・街路樹等管理運搬車と会社名を記載したステッカーを貼り車両区別の明確化を図る。
- 2) 発生したゴミ（紙屑、ペットボトル、ビン、缶、タバコの吸殻、落葉等）は習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系（有料）のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、「発生材報告書」に記入し、監督員に提出する。
- 3) 除草及び芝刈りによる発生材は、習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系（有料）のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、別紙「発生材報告書」に記入し、監督員に提出する。
- 4) 中低木剪定から発生した剪定枝は、習志野市クリーンセンターに運搬し、事業系（有料）のゴミとして処分する。又、一般廃棄物計量票の数量を確認し、「発生材報告書」に記入し、監督員に提出する。

1. 3. 4 作業用機械器具等

作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。また、現場条件により、機械器具等を変更する場合は作業計画書を変更し監督員の承認を受けること。

1. 3. 5 管理作業上の安全対策

- 1) 公園の管理作業は通常の公園利用と平行して行われることから、利用者の安全確保は履行管理上重要な視点となり、管理作業において

は事故等発生可能性のある 以下の危険性等について最善の対策を講ずるものとする。

- ① 剪定枝等の落下
- ② 草刈、芝刈機械等による、砂ほこりや石等の飛散
- ③ 車両の運転や機械の操作ミス
- ④ 作業機械や薬剤等の危険有害物との接触
- ⑤ 作業区域内への立ち入りによる転倒、転落等

これらの事故を未然に防ぐためには、「履行管理」、「安全管理」は十分配慮することは元より、強風時等の悪天候での草刈りや剪定、消毒作業等は特に公園利用者の安全を確保する為、これらの作業は原則行わないものとする。

又、作業の実施にあたっては、様式 3、様式 4 の安全管理用具、標識及び作業標示板を設置し、作業関係者以外の者及び車両等が進入することのないよう柵、又はこれに類するもので他と明確に区分し、公園利用者等に危険のないよう十分注意して行なう。

- 2) 作業の実施にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して作業する。万一、損傷した場合は受注者の負担で原形に復旧する。
- 3) 受注者は、人身事故、災害または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、警察等関係機関への連絡を行い、事故発生の原因、経過および事故による被害の内容等について、遅滞なく監督員に報告し、その賠償の責を負わなければならない。

なお、報告に際しては別紙を参照すること。

1. 3. 6 実施記録写真

受注者は、実施記録写真の撮影を作業ごとに、施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、原則として作業の実施前、実施中、実施後、の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

また、作業の全体が把握できるように部分写真のみでなく全景写真

もそれぞれの工種ごとに撮影し添付すること。

1. 3. 7 照明灯点検

受注者は、各受注範囲に設置されている照明灯の点灯状況を年に3回以上の確認を行うこと。点検時期については、4月・8月・12月を標準とするが、必要に応じ、または監督員からの指示に応じて変更することとする。緊急の対応が必要な場合にはただちに公園緑地課に連絡し、通常の対応でよい場合を含めて報告書を回数ごとに作成し提出すること。

1. 3. 8 作業の確認

受注者は作業工程の各作業が終了した時は、監督員の確認を受けなければならない。

1. 3. 9 巡回

- 1) 受注者は公園内を定期的に巡回し、遊具の破損や樹木の倒木・枝折れ、看板の破損、広場・園路の窪み、穴及び段差等の危険箇所を発見した場合は安全対策を講じ、速やかに監督員に報告すること。
- 2) 受注者は風速10m/s以上の風や台風（以下、強風等とする）の予報が発表された場合は、強風等の発生前後において、樹木の倒木や枝折れ等の異常がないかパトロールを行い、異常の有無について監督員に報告すること。
ただし、パトロールによる人員の2次災害が予測される場合はこの限りではない。

第4節 完了

1. 4. 1 後片付け

受注者は作業の完了後、速やかに資機材等を撤去し、後片付けをする。

1. 4. 2 作業の完了

受注託者は作業の完了後、速やかに書類を点検整理し、監督員に提出する。また、出来高管理図表を作成して、監督員の承認を受けること。

1. 4. 3 完了検査

受注者は、「公園、緑地等管理業務委託確認検査要領」に準じ検査を行う。

第2章 園地管理

第1節 清掃

2. 1. 1 園地・芝生地等清掃

- 1) 園地等の、ゴミや、石ころ、コンクリート塊、アスファルト塊等の夾雑物等を取こぼしのないよう、ほうきや熊手を使用し、きれいにかき集め、習志野市クリーンセンター及び茜浜近隣公園予定地内資材置場に運搬し、処分・保管すること。
なお、ブロワー等の清掃用機械を使用する場合は、周辺環境や使用時間帯を考慮し騒音苦情の内容努めること。
- 2) U型側溝、L型側溝、雨水桝、水飲みの排水桝等に溜ったゴミ、土砂等は入念に取り除き、排水は常に良好に保つ。落葉時には特に注意して、確実に行うこと。
- 3) 砂利道はゴミ及び雑物等を取り除いた後、通行者により両側に散乱した砂利をほうき、熊手などにより中央に戻すようにし、むらのないよう均一に均す。
- 4) 可燃性ゴミと不燃性ゴミに分け、不燃性ゴミについては「ビン・缶」「ペットボトル」「その他」に分別し、習志野市クリーンセンターに運搬し処分する。
- 5) 落葉、枯枝、枯草等についても、原則、搬出処分とする。
- 6) 砂場や遊具周辺は、特に危険な夾雑物や犬、猫のフン等をレーキ等で取り除き入念に清掃する。
- 7) 池や流れ等の水面に浮遊する落葉、ゴミ、空缶等の美観を損ねるものについては、取り除き処分する。

2. 1. 2 植込地清掃

低木内のゴミや落葉、及び夾雑物等は低木類をいためないよう特に注意して清掃をする。

第2節 除草・草刈

2. 2. 1 適正な時期

雑草防除計画は原則的に以下の通り実施するものとし、各作業は実施月以内を厳守とする。ただし、地元町会等から草刈りの時期について要望が挙がった際には監督員と協議すること。

- 1) 1回実施月…7月
- 2) 2回実施月…5月、7月
- 3) 3回実施月…5月、7月、9月
- 4) 4回実施月…5月、7月、9月、11月
- 5) 5回実施月…5月、7月、8月、9月、11月
- 6) 6回実施月…5月、6月、7月、8月、9月、11月
- 7) 7回実施月…4月、5月、6月、7月、8月、9月、
11月
- 8) 8回実施月…4月、5月、6月、7月-1、7月-2、8月、
9月、11月
- 9) 9回実施月…4月、5月、6月、7月-1、7月-2、8月、
9月、10月、11月
- 10) 10回実施月…4月、5月、6月-1、6月-2、7月-1、
7月-2、8月、9月、10月、11月

2. 2. 2 人力除草

除草作業は手抜き及び除草ホークなどにより、根ごと取除くこと。

2. 2. 3 草刈り

- 1) 草刈り作業は現場状況にあわせ人力（カマ刈り）、機械（肩掛け機、ロータリーモア、ハンドガイド式など）を適宜組み合わせ地際より刈り取る。尚、作業中、飛び石等の安全対策を講ずる。
- 2) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一平坦に地際から刈り取ることを原則とする。但し、急斜地については、監督員と事前に協議し作業を進める。

- 3) 樹木、株物、柵等の周囲も刈り残しのないよう仕上げる。また、それにかからんでいるつる性雑草(ヤブガラシ、クズ等)も極力、根を除去する。
- 4) 刈り取った草は、原則、その都度搬出処分するものとする。また散乱防止等に十分に注意するものとし、刈り跡はきれいに清掃する。

第3節 芝地管理

2. 3. 1 刈込

- 1) 刈込みは、芝生地にある樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一平坦に刈り込む。
- 2) 刈込み高は原則2cm程度とする。
- 3) 刈り取った芝のサッチ処分は、草刈りの場合と同様とし、刈り跡はきれいに清掃する。
- 4) 縁切りは、対象灌木施設等にほふく茎が侵入しないよう、灌木類にあっては、樹冠より10cm内外の幅で垂直に切り込む。
尚、ほふく茎が侵入している場合は、その除去を行う。

2. 3. 2 適正な時期

刈込計画は原則的に、第2章園地管理第2節除草・草刈2. 2. 1 適正な時期と同様とする。

2. 3. 3 施肥

所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

2. 3. 4 除草

- 1) 芝生をいためないよう、除草ホーク等を使って根ごと取除く。
- 2) 抜き取った雑草の処理については、草刈りの場合と同様とする。
また、除草跡はきれいに清掃する。

2. 3. 5 目土掛け

- 1) 目土は土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混入する。
- 2) 目土用土は指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行なう。

第3章 樹木管理

第1節 低木刈込み剪定

3. 1. 1 低木手入れ

- 1) 樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝や病虫害枝の除去などを行なう。
- 2) 公園等の出入口は視認性を確保する為、出入口左右の幅各3.5m以上の植込地を、原則高さ約50cm以下に刈込むこと
- 3) 出入口付近が盛土等の特殊な形態になっている場合には、別途監督員と協議し、その指示に従う事。

3. 1. 2 生垣手入れ

- 1) 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行なった後、一定の幅を定めて両面を均一に刈込み、天端を水平・平坦にそろえる。
- 2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行なう。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- 3) 1回目の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みをとおして、徐々に刈地原形に仕立てていく。

3. 1. 3 刈込み、玉物刈込み

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしをおこない、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝の輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つみ等を行なう。
- 3) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈込む。また植込み地に入って作業する場合は、踏込み部分の枝葉を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返しを行なう。
- 4) 刈込みの形状については、監督員と協議した後に実施する。
- 5) 刈込み内に自然発生した異種の樹木は根から取り除く。

第2節 花木手入れ

花木類は特に花芽の分化時期と着生位置に注意し主体的・生理的な知識をもって適切な技術を駆使して作業を行う。

第3節 施肥

定められた施肥量や、施肥の種類（寒肥、追肥等）は、各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう適期や施肥方法について監督員と協議する。

3. 3. 1 高木施肥

1) 輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。溝掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

2) 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から車輪の輻（や）のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広くかつ深く溝を掘り（原則として4ヵ所）、溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。溝の深さは20cm内外、長さは葉張りの1/3内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

3) 壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り（標準6ヵ所）底に所定の肥料を敷込み覆土する。立て穴の深さは20cm内外とする。

4) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、樹幹中心より根もと直径の5倍の位置にくるように掘る。

3. 3. 2 生垣施肥

- 1) 寒肥は、生垣の両側に立て穴を1ヵ所ずつ計2ヵ所1本ごとに掘り、底に所定の肥料をいれ覆土する。立て穴の深さは20cm内外とする。
- 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- 3) 立て穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

3. 3. 3 低木施肥

- 1) 1本立ちおよび小規模な寄せ植えの場合輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。
- 2) 列植の場合
生垣施肥に準ずる。
- 3) 群植、大規模な寄植えの場合
有機質肥料については、1㎡当たり3ヵ所の立て穴を掘り、底に所定の肥料をいれ覆土する。化学肥料については、植込み内に均一に散布する。

第4節 樹木灌水

(気候条件により必要な都度行うものとする。ただし、異常気象については除外する。)

3. 4. 1 灌水作業

樹木に対する灌水は、土壌状態を考慮し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして行う。

3. 4. 2 葉面散水

葉面上の粉塵などを洗い落すよう前後表裏方向を替えて水を吹き付ける。

3. 4. 3 地表灌水

根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とし、深さ15cm内外の水鉢を作り、指定量の水を灌水する。

3. 4. 4 地中灌水

根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴より灌水を行なう。水は指定量を数回に分けて、灌水する。

第5節 薬剤散布

- 1) 薬剤の使用に関しては、農薬取締法や食品衛生法（ポジティブリスト制度）などの農薬関連法規およびメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。また、作業はなるべく涼しく、利用者の少ない朝夕の時間を選び、2～3時間で作業を交代する。
- 2) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、枝葉の表裏両面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。ポタポタと水滴が落ちるほど散布してはならない。
- 3) 散布の際は、隣接家屋、住民、公園等利用者および池や流れの魚などに対する安全を確認する。その後、噴霧液が作業者にかからないよう、また吸入しないよう注意し、風下から風を背に受ける形で、風上に向かって歩くように散布する。
- 4) 雨模様のときや、あまりに日照りが続いたときおよび強風のときは、作業を控える。
- 5) 使用する薬剤は、有機リン系農薬以外のものや、環境を考慮したものなどを含め積極的に取り入れて実施するものとする。なお、使用する薬剤は市監督員と協議すること。
- 6) 作業範囲を明確にし、薬剤散布地域をバリケードやロープで囲い、制札板を掲げ、散布当日は作業関係者以外の立入りを禁止する。又、事前周知のお知らせの配布や予告看板等の設置を行うものとする。

- 7) 薬剤散布後の公園・緑地・緑道等に落ちた病害虫の清掃を行うものとする。

第4章 草花管理

第1節 材料一般

花苗は鉢径が10.5cmのポット苗とし、発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な型姿のものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。また、花苗は事前にすべて監督員の検査を受け合格したもののみ使用する。

なお、草花の種類及び設置間隔については、監督員と協議すること。

第2節 地ごしらえ

- 1) 古株雑草等は手抜きにて根より掘り起こし、土を払った後、習志野市クリーンセンターに運搬処分する。
- 2) 花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後大きいゴロ土やゴミなどを取り除き、凹凸のないよう一様にならす。尚、土壌の酸性度調整（石灰等）も併せて実施する。
- 3) 肥料を施肥する場合は、指定の施肥量を、花壇面に一様に撒き、レーキなどにより床土とよく混合する。

第3節 植え付け

- 1) 植え付けは監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモまたは石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないよう、確実に植え付ける。
- 2) 植え付け後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植直しをする。

第4節 除草・灌水

- 1) 除草及び灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密に行なう。
- 2) 除草は花苗をいためないよう、手抜きにて、雑草だけを根から抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直しする。
- 3) 灌水は花苗をいためないようていねいに行ない、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。

第5節 施肥

- 1) 元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込む。
- 2) 追肥は肥料の種類及び植物の成育状況に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法により行なう。

第6節 その他

花壇縁取り及び修景用低木、花木等は第3章 樹木管理に準じる。

第5章 施設等管理

第1節 池・流れ・水辺地清掃

池、流れ、水辺等の清掃にあたっては水を抜き底の汚れや藻等を高圧洗浄やブラシ等でていねいに除去し、適切に処分すること。

第2節 砂補充・ダスト補充

5. 2. 1 砂補充

砂場の補充は、決められた期間のほか、監督員の指示に従い行なう。砂は良質の川砂を使用し、石や貝殻ゴミ等不純物が混じってはいない。砂場にガラス、石等危険物や犬、猫のフンがあった場合、補充前に必ず振るいがけをし、取り除いておくこととする。補充方法としては、はじめに、既存の砂の天地返しを行った後に、新しい砂を入れ、レーキ等で敷き均しをする。

5. 2. 2 ダスト補充

- 1) ダスト補充は公園内の不陸整正を目的として行なう。特に遊具下、園路の穴等危険が認められる場合は速やかにおこなう。
- 2) 補充にあたっては、ダストをていねいに敷均したのち塩化カルシウムを散布し、振動ローラー、ハンドローラー、タンパ等現場に合った機械で十分に転圧すること。

第3節 砂場ふるいがけ清掃

砂場表面より30cm程度掘り起こし、細目のふるい等により金属、ガラス、石等危険物や、犬、猫のフンを除去し、充分日光消毒を行った後、レーキ等により凸凹がないよう整地するものとする。

第4節 菖蒲田管理

5. 4. 1 除草

- 1) 雑草は、根よりていねいに手抜きにて抜き取り、すみやかに処理

する。又、地下茎のチガヤ、アシ、ガマ等はスコップやクワ等を用い、根より丁寧に取除く。

2) 雑草防除後中耕作業を行う。

5. 4. 2 株分け

- 1) 花後の株分けは、茎部を傷つけないよう掘り上げ、古土を落とし、古根、古茎を切り捨て株分けする。株分けに際しては切り口をなるべく小さく、どの株にも均等に根がつくよう、手際よく行なう。なお、株の調整にあたっては、草たけ1/2～1/3の葉を落とす。
- 2) 休眠期の株分けは、掘り上げた株を新しく分けつした芽を5～7芽含むよう適当な大きさにはさみ等で切り分ける。

5. 4. 3 病虫害防除

- 1) 薬剤の使用にあたっては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- 2) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく散布する。
- 3) 散布に際しては、風下より、背を向けて風上に歩くように散布する。また、来園者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう、万全の注意を払って行なう。

5. 4. 4 施肥

花菖蒲は、養分吸収力の強い植物であり、同一の場所で連作して長期的に及べば、当然養分の不足が起こり、株張りや、花付が悪くなる、花菖蒲に対する施肥は、鑑賞に耐え得る花を育てるために欠かせない作業である。

花菖蒲に用いる肥料は、肥効の長続きする遅効性の菖蒲専用肥料と、速効性の化成肥料を適当に加えて与えるようにする。

施肥の時期は、冬季の元肥、春季の芽だし肥、秋季の追肥等、その生育と季節に応じた分与する。

施肥の方法は、所定の量を花菖蒲の根に直接触れないように株間に溝堀り

をして施して埋め戻す。

5. 4. 5 畦づくり

菖蒲田周囲の畦は常に清掃し、水はり時期には畦塗りをし、水の循環を良好に保つものとする。

第5節 バラ管理

5. 5. 1 剪定の方法

1) バラの剪定は立派な株をつくり、より良い花を咲かせる為に欠くことの出来ない作業であり、一般的に春の芽吹き前と夏の終りの頃の年2回行う。

2) 剪定はバラの生育状態によって強弱のつけ方が異なり、春の剪定では、枯れ枝や細かいひ弱な枝、病虫害に冒されている枝をつけ根から切り落とし、枝の中心部に向って生えている懷枝、互いに交差している絡み枝を取除き、全体として盃状の形になるよう剪定する。

また、シュート（徒長枝）の処理については、伸び始めた時期、位置、太さ等によって処理方法も異なるが、将来の株の樹形をつくり上げる大切な主幹となるので大事に取扱う。なお、枝についている芽のうち、充実した外芽の上で切る。

5. 5. 2 摘蕾

立派な花を咲かせる為に特に充実したつぼみだけを残して、生育の良くないつぼみや脇から出てきたつぼみを摘む。

5. 5. 3 摘実（花殻切り）

花の開花後に花殻をいつまでも残しておく事は美観上見苦しいばかりでなく、木に余計な負担を与え、次に出てくる芽の伸長を遅らせることにもなり、好ましい事ではない。花が咲き終わったら速やかに枝と一緒に花殻を取除かなくてはならない。

枝の切り方は花の方から数えて本芽を2～3枚程つけて切るが、剪定 のときと同様、次に出る芽が外側に向くよう、葉が外側に向いて出ているすぐ上のところで切除する。

5. 5. 4 中耕と除草

- 1) 中耕は地表面を5cm程柔らかく耕すことを言い、土中の通風と排水を良くする効果がある。また、病原菌や害虫が越冬しやすい枯れ葉や雑草を取除き、バラ床を常に清潔に保つ。
- 2) 除草は年間を通して雑草を除去するもので、養分や水分を雑草に取られることを防いだり、通風を良くして病気や害虫の発生を抑え、被害を少なくする効果があるので中耕と除草を組み合わせで行う。

5. 5. 5 施肥

一般的に春から秋まで引き続いて成長するため、肥料切れを起こさないように的確に与える。冬季に元肥として、骨粉、油粕、硫酸カリ等を混合したものを施し、追肥としては、速効性の硫安、過リン酸石灰、硫酸カリ、化成肥料等を与える。

5. 5. 6 病虫害防除と時期及び方法

- 1) バラにつく病虫害は非常に多く、バラのみが加害されるものはいくつかある。また、バラの病虫害の大部分は増殖、伝染するものが多く、放置しておくとなんとなく健全なバラも侵されてしまう。バラにおける病虫害防除は、その予防と共に初期発見と、迅速な対応処置が最も重要である。さらに、バラの病虫害防除にあたり注意する点は、若芽が軟柔な時期は薬害が生じやすいので、薬剤散布にあたっては、薬剤の種類、使用濃度、散布量及び頻度、散布時期等に特段の慎重が必要である。
- 2) バラを美しく咲かせ、特に健全に保つ為に年間を通して薬剤の散布は欠かせない。

開花前に、ウドンコ病、チュウレンジ蜂、アブラムシ、スリッ

プス等の病虫害を防除する為の薬剤散布が必要である。開花後は初夏から夏季剪定の前までは高温多湿であり、黒点病やダニ類が多発する他、数々の病虫害も活発に活動する時期であり、週1回程度は各種薬剤をしなくてはならない。

また、9月下旬から10月中旬頃までは、日中温度が高くても夜間は急激に気温が低下し低温多湿を好むベト病等が発生する。冬季は12月から翌年2月にかけて萌芽後発生する。病虫害の越冬源を殺滅する為、石灰硫黄合成を散布または、枝幹に塗布する。

第6節 フジ管理

5. 6. 1 フジ管理

1) 剪定

- ① 夏の剪定は樹形の骨格を作ると同時に花芽をたくさん付けさせる目的で行う軽い剪定を行う。
- ② 翌春咲く花芽が形成されるのは7月下旬から8月上旬なので、伸びる勢いの強い枝があれば7月上旬頃につるの先端を切るか手で摘み取り、つるがそれ以上長く伸びないようにし、また日光が十分株の内側まで当たるように込み合った枝を切って整理する。
- ③ 冬の剪定は落葉期に行うのが基本で、樹形をバランスよく整えるのが目的であり、長く伸びすぎた枝や花芽の付いてない枝を切り樹形を整える。

2) 施肥

- ① 休眠期に寒肥を施す。
- ② 花後にお礼肥を施す。
- ③ 秋の彼岸過ぎに秋肥を施す。
- ④ 施肥は有機物で、リン配分の多い肥料とする。チッソ分が多いと花付きが悪くなるので注意。

3) 消毒等

- ① マイマイガ等の幼虫による葉の食害に注意し散布する。
- ② 根頭がん腫病やこぶ病にかかった株は、拡がらない様に早期に切り取る。
- ③ ハマキムシやコガネムシなどの害虫が発生するので、見つけ次第駆除する。

5. 6. 2 下垂型植物の仕立て

- 1) 枝垂ウメ、枝垂サクラ等の下垂植物は、古来から風流な夕陽木として親しまれ、形が良く独立して景をなすよう適切な技術を駆使し作業を行うこと。
 - ① 真立て：添木等により真を立てながら雲流型に仕立てる。
 - ② 方杖：傾斜した幹や横架した大枝、下垂した大枝等の保護を景に配慮し設置する。
 - ③ ばちあて：大きな広がりのあるよう大枝を人工的に竹等によりばちをあて、枝を四方に広げるよう矯正方法を行う。

第7節 その他

5. 7. 1 その他

1) 不審物の発見

公園内清掃等において不審物等を発見した場合は直ちに監督員に報告すること。

2) 不陸整正

- ① ブランコの踏み板の下部や、その他利用過多により生じた凸凹は、監督員の指示に従い所定の高さにならす。
- ② 遊具等のコンクリート基礎の露出箇所は、清掃時にレーキなどかきならし、天端の高さに合わせて土砂により埋め固めること。

3) 山刈

- ① 刈は山林地内の下草等を、カマ、その他機具を用いて刈り取るもので、刈り高は監督員と協議する。

- ② 作業は植物保護等に充分留意し、又、傾斜地の作業に当たり安全を図ること。

4) 水草除草

池や流れ地内のガマ、ヨシ、その他の水草をカマ、その他の機具を用いて刈り取ること。刈り高は市監督員と協議すること。

5) ガス灯管理

ガス灯具の保守点検作業については年1回実施し、不具合等を発見した際には監督員に報告すること。

6) 音響施設管理

音響施設の保守点検作業については年1回実施し、不具合等を発見した際には監督員に報告すること。

7) 要望・苦情

市民からの要望、苦情等の処理に係ることについては、必ず予定日、実施日、完了の報告を行うこと。